

【更新履歴（評価基準）】

・更新月日：5月20日

ページ (最新版)	項目	主な更新内容	
		(誤)	(正)
P18	3.省エネルギー対策 概要：※3	平成25年時点の評価方法基準第5の5の5-1省エネルギー対策等級。以下、「3.省エネルギー対策」について同じ。	平成26年国土交通省告示第151号による改正前評価方法基準第5の5の5-1省エネルギー対策等級。 なお、等級に応じて、以下の省エネ基準に適合している場合は該当する省エネルギー対策等級に相当する性能を有するものとみなす。 省エネルギー対策等級4 省エネルギー法に基づく設計施工指針(平成18年国土交通省告示第378号：H11年基準) 省エネルギー対策等級3 設計及び施工の指針(平成4年建設省告示第451号：H4年基準) 省エネルギー対策等級2 設計及び施工の指針(昭和55年建設省告示第195号：S55年基準) 以下、「3.省エネルギー対策」について同じ。
P20	3.省エネルギー対策 A基準：③	【断熱等等級2の概要】	【断熱等性能等級2の概要】
P21	3.省エネルギー対策 A基準：【早見表における改修メニューの仕様例】	原則として、「住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針」附則5に適合するもの	原則として、「住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準」(平成28年4月1日国交省告示第266号) 1 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準に掲げる基準に適合するもの
	備考：※1	「住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針」(平成25年国土交通省告示第907号) 附則5	「住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準」(平成28年4月1日国交省告示第266号) 1 外壁、窓等を通しての熱の損失の

ページ (最新版)	項目	主な更新内容	
		(誤)	(正)
			防止に関する基準
P22	3.省エネルギー対策 備考：※4	(「住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針」(平成25年国土交通省告示第907号)附則5	(「住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準」(平成28年4月1日国交省告示第266号)1

・更新月日：6月3日

ページ (最新版)	項目	主な更新内容	
		(誤)	(正)
P3	1. 構造躯体等の劣化対策 1-1. 木造 S,A 基準	(新規追加)	j.顕在化している劣化事象 目視又は計測により確認された建築物の現況について、腐朽及び蟻害による木材の劣化その他劣化対策に関連する著しい劣化事象等が認められないこと。
P5	1-2. 鉄骨造 S,A 基準	(新規追加)	e.顕在化している劣化事象 目視又は計測により確認された建築物の現況について、発錆による鋼材の断面欠損その他の劣化対策に関連する著しい劣化事象等が認められないこと。
P13	1-3. 鉄筋コンクリート造 S,A 基準	別表6～9を別添に差し換え	
P14	2. 耐震性 2-1. 木造 S 基準	次の(1)～(3)のいずれかに適合すること。	次の(1)～(3)のいずれかに適合し、かつ(4)に適合すること。
		(1)確認済証・添付図書及び検査済証等 ^{*1} により新築時の耐震性を確認でき、耐震性に影響のある増改築等が行われていない場合で、次の①～③のいずれかに適合すること。 ①安全限界時の層間変形 1/40 以下 ②免震建築物	(3)免震建築物

ページ (最新版)	項目	主な更新内容	
		(誤)	(正)
		(3)耐震等級(倒壊等防止)等級1以上	(1)耐震等級(倒壊等防止)等級1以上
		(新規追加)	(4)部材若しくは接合部の腐朽若しくは蟻害による断面欠損又は折損、壁、柱、床等の著しい傾斜その他の構造耐力に関連する劣化事象等が認められないこと。 (3)により基準への適合を確認した場合は、免震材料等の傷、割れ、腐食による断面欠損若しくは折損、油漏れ、著しい変形又は傾斜等の変状その他の構造耐力に関連する劣化事象等が認められないこと。
P14	2. 耐震性 2-1. 木造 A 基準	次の(1)、(2)のいずれかに適合すること。	次の(1)、(2)のいずれかに適合し、かつ(3)に適合すること。
		(新規追加)	(3)部材若しくは接合部の腐朽若しくは蟻害による断面欠損又は折損、壁、柱、床等の著しい傾斜その他の構造耐力に関連する劣化事象等が認められないこと。 (1)においてS基準(3)により基準への適合を確認した場合は、免震材料等の傷、割れ、腐食による断面欠損若しくは折損、油漏れ、著しい変形又は傾斜等の変状その他の構造耐力に関連する劣化事象等が認められないこと。
	2. 耐震性 2-1. 木造 備考	※3 a 建築基準法施行令第3章第1節から第3節及び第7節の2(ただし、木造の住宅に係るものに限る)に適合すること。	※1 a 建築基準法第20条第1項各号に定める基準(ただし、建築基準法第6条第1項第四号に該当する住宅に係るものあつては建築基準法施行令第3章第1節から第3節及び第7節の2)に適合すること。
P16	2-2. 鉄筋コンクリート造・鉄骨造 S 基準	次の(1)～(3)のいずれかに適合すること。	次の(1)～(3)のいずれかに適合し、かつ(4)に適合すること。
		(3)耐震等級(倒壊等防止)等級1以上	(1)耐震等級(倒壊等防止)等級1以上

ページ (最新版)	項目	主な更新内容	
		(誤)	(正)
		<p>(1)確認済証・添付図書及び検査済証等※¹により新築時の耐震性を確認でき、耐震性に影響のある増改築等が行われていない場合で、次の①～③のいずれかに適合すること。</p> <p>①安全限界時の層間変形 1/100 以下</p> <p>②免震建築物</p>	<p>(3)免震建築物</p>
		<p>(新規追加)</p>	<p>(4)構造等に応じて次の①～③の劣化事象等が認められないこと。</p> <p>①鉄骨造の場合は、部材又は接合部の腐食による著しい断面欠損又は著しい座屈、壁、柱、床等の著しい傾斜その他の構造耐力に関連する劣化事象等</p> <p>②鉄筋コンクリート造の場合は、部材又は接合部の著しいひび割れ、火災の跡、壁、柱、床等の著しい傾斜その他の構造耐力に関連する劣化事象等</p> <p>③(3)により基準への適合を確認した場合は、免震材料等の傷、割れ、腐食による断面欠損若しくは折損、油漏れ、著しい変形又は傾斜等の変状その他の構造耐力に関連する劣化事象等が認められないこと。</p>
P16	2-2. 鉄筋コンクリート造・鉄骨造 A 基準	<p>次の(1)、(2)のいずれかに適合すること。</p> <p>(新規追加)</p>	<p>次の(1)、(2)のいずれかに適合し、かつ(3)に適合すること。</p> <p>(3)構造等に応じて次の①～③の劣化事象等が認められないこと。</p> <p>①鉄骨造の場合は、部材又は接合部の腐食による著しい断面欠損又は著しい座屈、壁、柱、床等の著しい傾斜その他の構造耐力に関連する劣化事象等</p> <p>②鉄筋コンクリート造の場合は、部材又は接合部の著しいひび割れ、火災の跡、壁、柱、床等の著しい傾斜その他の構造耐力に関連する劣化事象等</p> <p>③(1)においてS基準(3)により基準</p>

ページ (最新版)	項目	主な更新内容	
		(誤)	(正)
			への適合を確認した場合は、免震材料等の傷、割れ、腐食による断面欠損若しくは折損、油漏れ、著しい変形又は傾斜等の変状その他の構造耐力に関連する劣化事象等が認められないこと。
P16	2-2. 鉄筋コンクリート造・鉄骨造備考	基準の更新に伴い、順序の整理	
P20, 21	3.省エネルギー対策 (1)断熱等性能等級4 【断熱等性能等級4の概要】 【断熱等性能等級3の概要】 【断熱等性能等級2の概要】	(新規追加)	④顕在化している劣化事象 屋根及び外壁の表面の著しいひび割れ又は著しい剥がれ、開口部の建具の著しい破損又は隙間、ひさし又は軒その他の日射の侵入を防止する部分の著しい破損、室内側の床、壁又は天井の表面の著しい結露の跡その他断熱等性能に関連する著しい劣化事象等が認められないこと。 (断熱等性能等級3の概要d、断熱等性能等級2の概要iiiも同様に修正)
P23, 24	3.省エネルギー対策 別表	別表11～15	別表10～14
P28	5. 高齢者等対策（共同住宅等の場合）S基準	次の(1)～(4)に適合していること。対象住戸までエレベーターを利用できない場合は(5)～(8)についても適合していること。	次の(1)～(3)、(8)に適合していること。対象住戸までエレベーターを利用できない場合は(4)～(7)についても適合していること。
		(1)共用廊下の幅員：中廊下1.6m、片廊下1.2m	削除 これに伴い、(2)～(8)を(1)～(7)に変更
		(4)建築基準法施行令第23条～27条、第119条および第126条第1項に適合	(3)建築基準法施行令第23条～27条、第119条および第126条第1項に適合（共用廊下の幅員：中廊下1.6m、片廊下1.2m等）
		新規追加	(8)エレベーター、手すりその他(1)～(7)の基準の対象となる部分等が使用上支障のないものであること。

ページ (最新版)	項目	主な更新内容	
		(誤)	(正)
P28	5. 高齢者等 対策（共同住 宅等の場合） A 基準	次の(1)～(3)に適合していること。対象住戸までエレベーターを利用できない場合は(4)～(6)についても適合していること。	次の(1)、(2)、(6)に適合していること。対象住戸までエレベーターを利用できない場合は(3)～(5)についても適合していること。
		(1)共用廊下の幅員：中廊下 1.6m、片廊下 1.2m	削除 これに伴い、(2)～(6)を(1)～(5)に変更
		(3)建築基準法施行令第 23 条～27 条、第 119 条および第 126 条第 1 項に適合	(2)建築基準法施行令第 23 条～27 条、第 119 条および第 126 条第 1 項に適合（共用廊下の幅員：中廊下 1.6m、片廊下 1.2m等）
		新規追加	(6)エレベーター、手すりその他(1)～(5)の基準の対象となる部分等が使用上支障のないものであること。

1-3. 鉄筋コンクリート造 S, A基準 別表6～9 差し換え

別表6

(い) 築年数	(ろ)		
	かぶり厚さ:20mm	かぶり厚さ:30mm	かぶり厚さ 40mm
～10 年以下	2mm	5mm	8mm
11～20 年以下	4mm	8mm	11mm
21～30 年以下	5mm	9mm	14mm
31～40 年以下	5mm	11mm	16mm
41～50 年以下	6mm	12mm	18mm
51～60 年以下	7mm	14mm	20mm
61～70 年以下	7mm	15mm	22mm
71～80 年以下	8mm	16mm	23mm
81～90 年以下	8mm	17mm	25mm
91～100 年以下	9mm	18mm	26mm

別表7

(い) 築年数	(ろ)		
	かぶり厚さ:20mm	かぶり厚さ:30mm	かぶり厚さ 40mm
～10 年以下	4mm	8mm	11mm
11～20 年以下	5mm	11mm	16mm
21～30 年以下	7mm	14mm	20mm
31～40 年以下	8mm	16mm	23mm
41～50 年以下	9mm	18mm	26mm
51～60 年以下	10mm	19mm	29mm
61～70 年以下	10mm	21mm	31mm
71～80 年以下	11mm	23mm	33mm
81～90 年以下	12mm	24mm	35mm
91～100 年以下	13mm	25mm	37mm

別表8

(い) 築年数	(ろ)	
	かぶり厚さ:30mm	かぶり厚さ 40mm
～10 年以下	4mm	7mm
11～20 年以下	6mm	10mm
21～30 年以下	7mm	12mm
31～40 年以下	8mm	14mm
41～50 年以下	9mm	16mm
51～60 年以下	10mm	17mm
61～70 年以下	11mm	19mm
71～80 年以下	12mm	20mm
81～90 年以下	13mm	21mm
91～100 年以下	13mm	22mm

別表9

(い) 築年数	(ろ)	
	かぶり厚さ:30mm	かぶり厚さ 40mm
～10 年以下	6mm	10mm
11～20 年以下	8mm	14mm
21～30 年以下	10mm	17mm
31～40 年以下	12mm	20mm
41～50 年以下	13mm	22mm
51～60 年以下	15mm	25mm
61～70 年以下	16mm	27mm
71～80 年以下	17mm	28mm
81～90 年以下	18mm	30mm
91～100 年以下	19mm	32mm

・更新月日：8月25日

ページ (最新版)	項目	主な更新内容	
		(誤)	(正)
P19	3. 省エネルギー対策 S 基準 (1)断熱等性能等級 4 ③ 結露対策 b 屋根又は外壁を断熱構造とする場合(以下略)	iv a の iii 又は iv に該当する場合	iv a の i 又は iv に該当する場合